

(添付資料1) リスク分担表

項目	リスクの種類	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	リスク分担 (●主分担、▲従分担)	
					市	事業者
共通	入札説明書等、公募書類リスク	入札説明書等の誤りに関するもの	市	入札説明書等、公募書類は市の責任で作成・配布する資料であることから、市が負担する。	●	
		内容の変更に関するもの	市	市の指示により事業内容や用途を変更する場合は、市が負担する。	●	
	入札参加リスク	入札参加費用に関するもの	民	入札参加費用は、入札に参加する事業者が負担する。		●
	契約締結リスク	契約交渉等で折り合いがつかず選定事業者と契約が結ばれない、又は契約手続きに時間がかかる場合	市・民	契約手続きは市と選定事業者の双方の責任において行われるべきものであり、その不調によるリスクのうち、市にかかった費用は市が、事業者にかかった費用は事業者がそれぞれ負担する。	●	●
制度関連 リスク	法制度 変更 リスク	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業に直接関連する法令変更）	法制度	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できないため、市が負担する。	●	
		法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）	法制度	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待されるものであるため、事業者が負担する。		●
	許認可 リスク	市の事由による許認可の遅延に関するもの	市	市の責めによるものであり、市が負担する。	●	
		事業者の事由による許認可の遅延に関するもの	民	事業者の責めによるものであり、事業者が負担する。		●
		市又は事業者の責めに帰せない事由による許認可の遅延に関するもの	その他	発生原因が市でも事業者でもない場合は、双方で負担する。	●	●
	税制度 リスク	一般的な税制変更（新設含む）に関するもののうち、収益関係税の変更、外形標準課税に関するもの。	法制度	法人税は事業者収益活動に対して係る税金であることから、事業者が負担する。		●
		一般的な税制変更（新設含む）に関するもののうち、上記以外の変更に係るもの	法制度	企業の収益に関する以外の一般的な税制変更については事業者のコントロール外にあるため、市が負担する。	●	
		消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの	法制度	消費税は、最終負担者である市が負担する	●	
		PFI事業に特定の税制の新設・変更	法制度	事業者のコントロール外にあるため、市が負担する。	●	
	政治 関連 リスク	PFIに係る議決が得られない場合（市の事由によるもの）	市	事業者のコントロール外にあるため、市が負担する。	●	
		PFIに係る議決が得られない場合（事業者の事由によるもの）	民	市のコントロール外にあるため、事業者が負担する。		●
		指定管理者の指定が議会で議決されない場合	市	事業者のコントロール外にあるため、市が負担する。	●	
政策の変更		市	事業者のコントロール外にあるため、市が負担する。	●		

共通	社会リスク	住民問題 リスク	施設の建設自体に関する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの	市	事業者のコントロール外にあるため、実施主体である市が負担する。	●	
			施設の建設・調査・維持管理に関する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの	民	事業者がコントロールすべきものであり、事業者が負担する。		●
		環境問題 リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等）に関するリスク	民	事業者に委託した業務に起因するものであるため、事業者が負担する		●
			地盤沈下に関するもの（自然災害によるものを除く）	民	当リスクを引き起こさないために必要な情報収集並びに調査の実施は事業者が行うべき業務と考えられるため、事業者が負担する。		●
		第三者賠償 リスク	事業者の業務に関する事故等	民	事業者に帰責事由があるリスクは事業者が負担する。		●
			それ以外のもの	不可抗力	市の業務に起因するリスク、又は事業者があらかじめ予測し回避することができない損害については、市が負担する。	●	
	デフォルト リスク (事業の 延期・中止 リスク)	事業者の責によるもの	事業者の事業放棄・破綻や、契約違反・債務不履行によるもの	民	事業者の事由による債務不履行リスクは、事業者が負担する。		●
			事業者が提供するサービスの品質・利用しやすさが一定のレベルを下回った場合	民	事業者の事由による債務不履行リスクは、事業者が負担する。		●
			無許可での事業者の交代又は主要義務の違反	民	事業者の事由による債務不履行リスクは、事業者が負担する。		●
		公共の責によるもの	市の債務不履行	市	市の事由による債務不履行リスクは、市が負担する。	●	
	不可抗力リスク		戦争・暴動・天災等	不可抗力	不可抗力事項については基本的には実施主体である市が責任を持つが、事業者も相応のリスクを負担する。	●	▲

計画・設計段階	計画・設計リスク		市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	市	市の指示に関して発生するリスクは、市が負担する。	●	
			事業者の発注の際の指示、判断の不備による設計の変更	民	事業者の発注に関して発生するリスクは、事業者が負担する。		●
	測量・調査リスク		市が実施した測量・調査に関するもの	市	市実施部分の測量・調査から発生するリスクについては、市が負担する。	●	
			事業者が実施した測量・調査に関するもの	民	事業者実施部分の測量・調査から発生するリスクについては、事業者が負担する。		●
	資金調整リスク		必要な資金の確保に関するもの	民	必要な資金の確保は事業者に任されていることから、事業者が負担する。		●
			補助金の確保に関するもの	市	補助金の確保は市のコントロールの範囲内であることから、市が負担する。	●	
			市債の確保に関するもの	市	市債の確保は市のコントロールの範囲内であることから、市が負担する。	●	
	用地リスク	用地取得リスク	建設予定地の確保に関するもの及び、計画用地の形状等の変更に関するもの	市	建設予定地については市が用意することとなっていることから、市が負担する。	●	
		土壌汚染リスク	建設予定地の土壌汚染によるもの	市	建設予定地の土壌汚染については、事業者のコントロール外であることから、市が負担する。	●	
		地中埋設物リスク	地中の埋設物に関するもの	市	地中埋設物については、市の過去の事業に起因することから、市が負担する。	●	
建設段階	工事リスク	工事遅延リスク	工事が契約より遅延する、又は完工しないリスク	民	建設段階においては、事業者が事業のコントロールを握っていることから、事業者が負担する。		●
		工事監理リスク	工事内容の確認ミス等により生じる増加費用及び損害	民	事業者に委託した業務に起因するものであるため、事業者が負担する。		●
		工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大・予算超過	市	市が指示したことから来る工事費増大リスクは、市が負担する。	●	
			上記以外の工事費の増大・予算超過	民	市の指示によるもの以外の工事費増大リスクは、建設を担当する事業者が負担する。		●
		性能リスク	要求仕様不適合（施工不良含む）	民	事業者に委託した業務に起因するものであるため、事業者が負担する。		●
		施設損傷リスク	所有権引渡し前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害	民	事業者に委託した業務に起因するものであるため、事業者が負担する。		●
		金利リスク	金利の変動	その他	建設期間中の金利のリスクは、事業者が負担する。		●
		物価リスク	インフレ・デフレ	その他	建設期間中の整備費に係る急激なインフレ・デフレ時の物価リスクは市が負担する。ただし、物価変動が一定の範囲内の場合、物価の見直しは行わず、係るリスクは事業者が負担する。	●	▲

維持管理・運営段階	計画変更リスク	事業内容の変更に関するリスク	市	市の責めによる事業内容の変更に関するリスクは、市が負担する。	●	
	施設損傷リスク	劣化による損傷リスク	民	劣化に対し適切な維持管理を行なうことは事業者に委託した業務であるため、事業者が負担する。		●
		事業者の維持管理業務に起因する事故・火災等による施設の損傷	民	事業者の責めによるものであり、事業者が負担する。		●
		市及び第三者の責めによる事故・火災等による施設の損傷	市 その他	施設管理者である市が負担する。	●	
	施設瑕疵リスク	供用開始後2年以内（ただし、事業者に故意・重過失がある場合は10年以内）に、瑕疵が見つかった場合のリスク	民	維持管理期間中に施設の瑕疵が見つかった場合の瑕疵担保責任は民法上10年（鉄筋）であるが、一般の請負契約では完成後の引渡しから2年（鉄骨鉄筋コンクリート造）となっているため、2年以内については事業者が負担する		●
		供用開始後3年目以降（ただし、事業者に故意・重過失がある場合は10年以降）に、瑕疵が見つかった場合のリスク	市	維持管理期間中に施設の瑕疵が見つかった場合の瑕疵担保責任は民法上10年（鉄筋）であるが、一般の請負契約では完成後の引渡しから2年（鉄骨鉄筋コンクリート造）となっているため、3年以降については市が負担する	●	
	性能リスク	業務要求水準の未達に関するリスク	民	事業者に委託した業務に起因するものであるため、事業を受託した事業者が負担する。		●
	コスト増大リスク	市の責めによる事業内容、用途変更等に起因する維持管理及び運営コスト増大	市	市の責めによるものであり、市が負担する。	●	
		上記以外の要因による維持管理及び運営コストの増大	民	市が事業内容、用途の変更等を行わなかったにもかかわらず生じたコストの増大は事業者が負担する。		●
		金利リスク	その他	当リスクは、事業者が負担する。		●
		物価リスク	その他	物価変動を見込んで定期的にサービス購入料が改定されるので主に市がリスクを負担する。ただしサービス購入料の改定までの期間については事業者が負担する。	●	▲

維持管理・運営段階	支払不履行リスク	市の支払不履行（支払いの遅延・不能）	市	市の責めによるものであり、市が負担する。	●	
	需要の変動リスク	運營業務における施設利用者数等の増減に関するもの	その他	運營業務に係る採算性確保は、事業者による運営内容及び施設利用者数想定等に依拠するところが大きく、コントロールを握っている事業者がリスクを負担する。		●
	運営リスク	一般専用利用による施設利用者（参加者）の事故	その他	事業者のコントロール範囲であるため、事業者が負担する。		●
		個人利用及び事業者の専用利用による施設利用者（参加者）の事故	民	事業者のコントロール範囲であるため、事業者が負担する。		●
		市の事由による施設利用者からの苦情やトラブル等への対応	市	市の責めによるものであり、市が負担する。	●	
		上記以外の事由による施設利用者からの苦情やトラブル等への対応	民	事業者の責めによるものであり、事業者が負担する。		●
エネルギー供給リスク	余熱供給の停止に関するもの	市	施設で消費する代替燃料費は市が負担する。	●		